



活力に富み国際競争力のある大学の構築に向けて

変革し飛躍する九州大学

＜ 新しい教員組織・三位一体の改革 ＞



九州大学
KYUSHU UNIVERSITY



INDEX

まえがき	2
理念	3
九州大学の現状と改革	4
「三位一体の改革」概念図	5
資料編 1.九州大学の新しい教員組織	7
2.教員組織の改編等に係る学内手続きの簡素化	8
3.教員の人員（人件費）管理について	9

大学改革支援室／連絡先 092-642-2238
e-mail kiksomu@jimu.kyushu-u.ac.jp
編集チーム／西村 大、空井 梨佳、前田 聡史、藪口 剛士

まえがき

九州大学は、伊都キャンパスへの統合移転を契機として、法人化以前から全国に先駆けて大学改革を推進してきました。また、法人化に当たって、経営指針を、「4-2-4 アクションプラン」という形で、総長から全構成員に提示しています。

「4」九州大学の使命：「教育」「研究」「社会貢献」「国際貢献」

「2」将来の基本的方向性：「新科学領域への展開」「アジア指向」

「4」評価による支援策：「人的資源」「施設・スペース整備」「予算措置」

「教育・研究のための時間拡大」

このアクションプランに基づき、全学的な視点から、部局の自主的な組織改革や先進的あるいは特色ある教育研究活動の取り組みについて、戦略的に支援しています。また、本学独自の「5年目評価、10年以内組織見直し」制度との関連の中で、学府・研究院制度を活用した部局横断型の組織編成を行うなど、学内資源の一層の選択と集中を行い様々な活動を戦略的に展開し着実に成果が結びつつあります。

こうした大学改革を更に推進するためには、部局長のリーダーシップの下、各部局が明確な将来構想に基づき積極的かつ自律的に改革していくことが重要であると考え、今回の「三位一体の改革」を行うものであります。

一方、大学改革を円滑に推進していく上で、教員と事務職員との一層の連携を図ることが重要であります。加えて、本部事務局と部局との密接な協力体制が不可欠と考え、この大学改革に係る支援体制として、本部事務局企画、人事、財務担当者等と部局企画担当者からなる「大学改革支援室」を発足させるとともに、企画部企画課を事務局の窓口としたワンストップ体制を構築することとしております。

このように「変革し飛躍する九州大学」として持続していくための新たな取組について簡潔にとりまとめ、公表することといたしました。

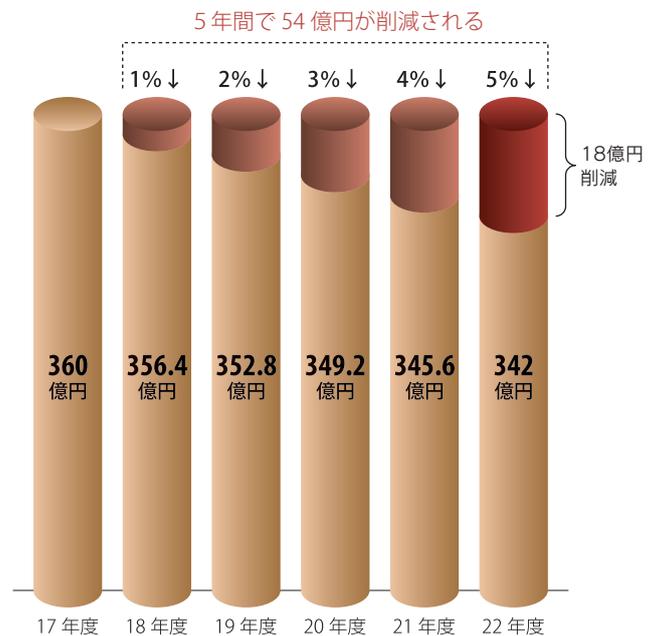
1 理念

九州大学は、
秀でた基礎研究を基盤に
優れた人材の育成と
新たな「知」の創造を通じて
社会に貢献していくことを
使命としています。

この使命に基づき、本学では、
教育の質を国際的に保証するとともに、
常に未来の教育課題に挑戦する
活力に満ちた
世界最高水準の
教育研究拠点であることを目標とし、
不断に改革を続けています。



表1 行革法に伴う総人件費の影響



大学が人材育成と学術研究の両面において、本来の使命と役割をより積極的かつ効果的に果たしていくため、大学が教育研究の実施の責任を自ら明らかにしつつ、教員組織の編制をより自由に設計できるように学校教育法等が改正されました。

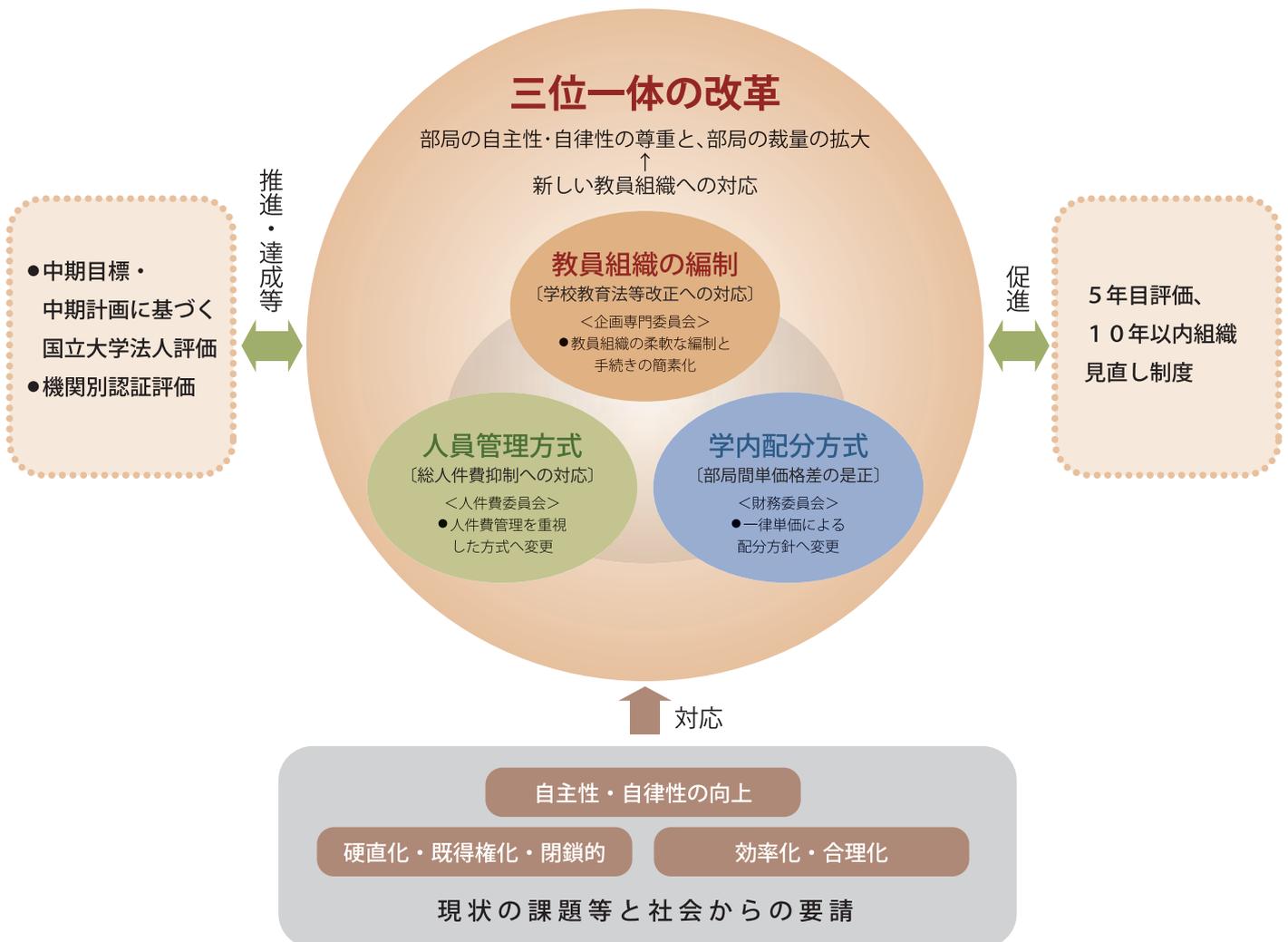
一方、九州大学を取り巻く現状を見渡しますと、法人化以来、効率化係数等の厳しい算定ルールの適用によって運営費交付金が毎年度削減（約9億円）され、さらに平成18年度から、行革法に基づく総人件費削減への対応（※表1）を求められるなど、大変厳しい財政運営を迫られています。

このような状況において、本学が掲げる理念・目標を達成するには、大学は部局の自主的な組織改革や特色ある教育研究活動等を戦略的に支援していくことが必要となってきます。

特に、本学の持続的な発展のためには、教育研究の根幹を成す部局の自主性、自律性を尊重することが重要です。

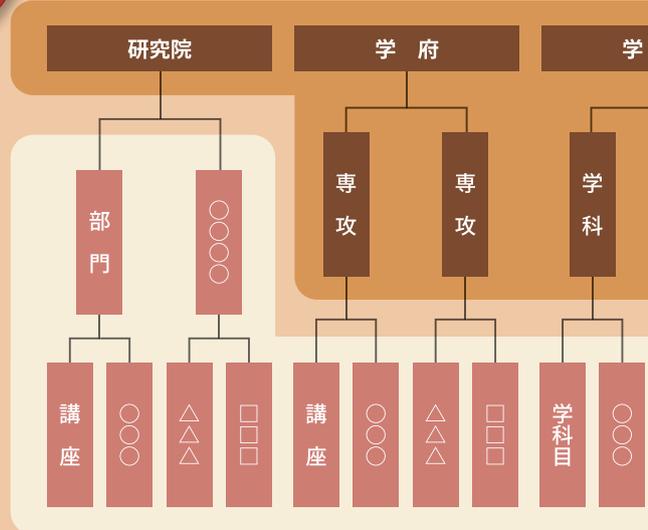
そこで、学校教育法等の改正に沿って「九州大学の新しい教員組織」を整備するとともに、各部長のリーダーシップの下、積極的かつ自律的に改革を行いやすくするために「教員組織の編制」、「人員管理方式」及び「予算の学内配分方式」の見直しを行いました（本学では、これらを「三位一体の改革」と総称しています）。

活力に富み国際競争力のある大学の構築に向けて

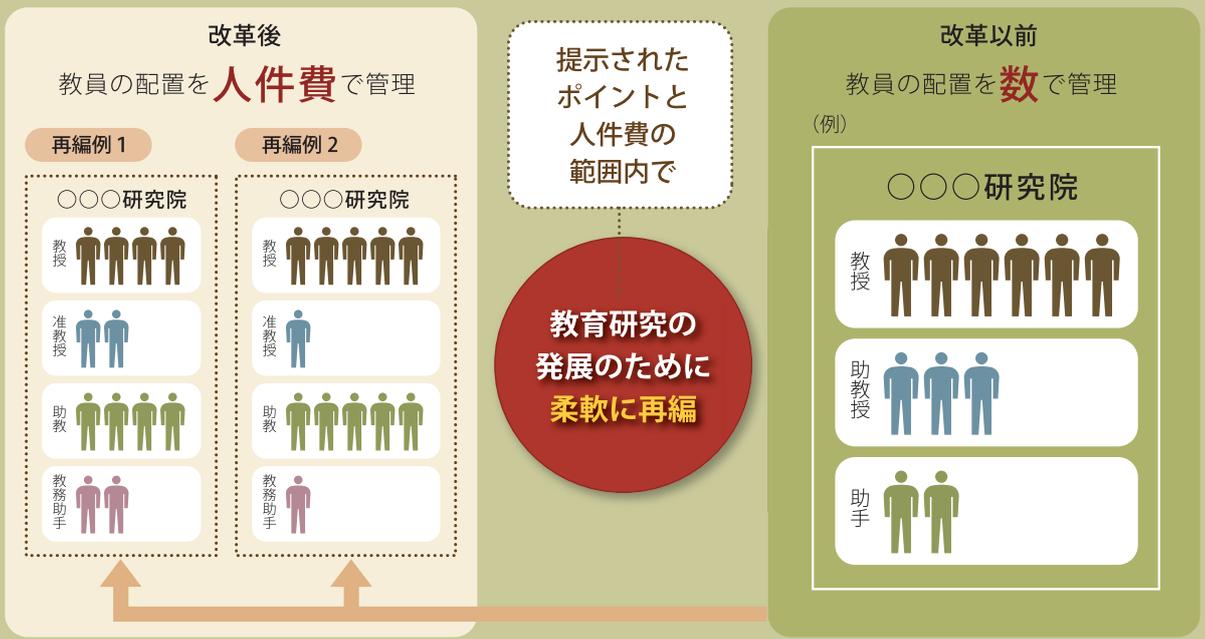


学内手続きの
簡素化により、
意志決定の迅速化

機動的な教育



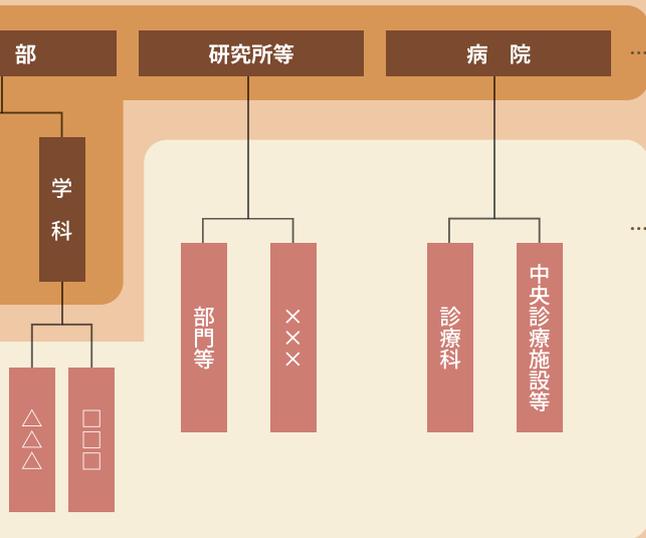
柔軟な教員配置を部局の裁量で



詳しくは、本学のホームページ (<http://kyushu-u.ac.jp/university/change/3mi1tai/sanmiittai.pdf>) をご覧ください。

展のため、教育研究の根幹を成す部局の自主、自律性を尊重

研究の展開を



教育研究上の基本となる組織であるため、従来どおりの学内手続き

学生定員及び学位の変更等が伴わなければ、部局の裁量による柔軟な教育研究組織の編制が可能

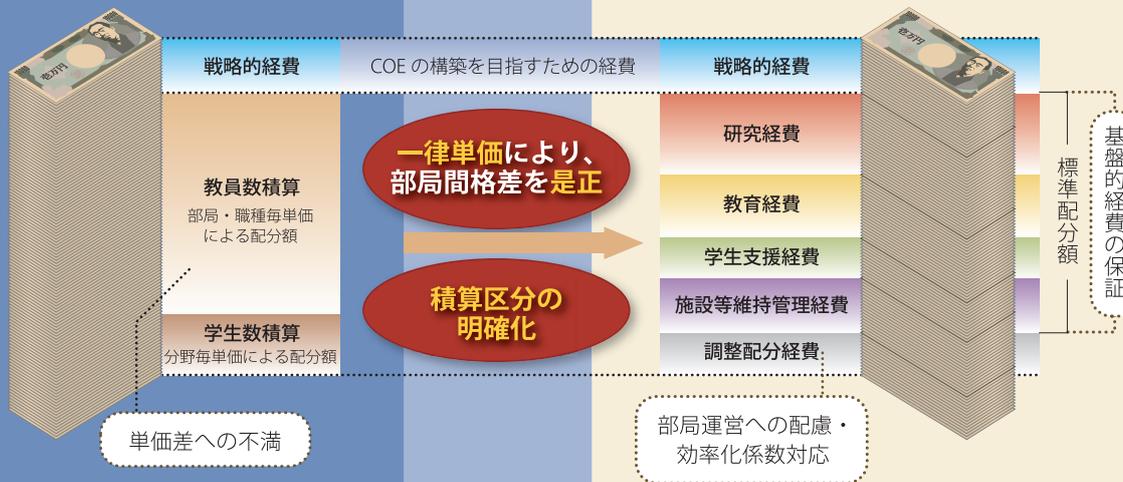
体の改革

部局の戦略に基づく予算配分

改革以前

改革後

配分総額の範囲で弾力的に使用可能



1 九州大学の新しい教員組織

九州大学では、今般の学校教育法等の改正（※法改正の概要を参照）を踏まえ、図1のとおり教員組織を定めました。

また、学校教育法等の改正の主な内容としては、次のとおりです。

- 講座制・学科目制の規定が削除されたこと
- 従前の助手を教育研究を主たる職務とする者(助教)とその補助を主たる職務とする者(助手)に分けたこと
- 現在の職務内容や国際通用性の観点から「准教授」、「助教」を設けたこと
- 大学設置基準等で定める専任教員数に助教を含めることができるようになったこと

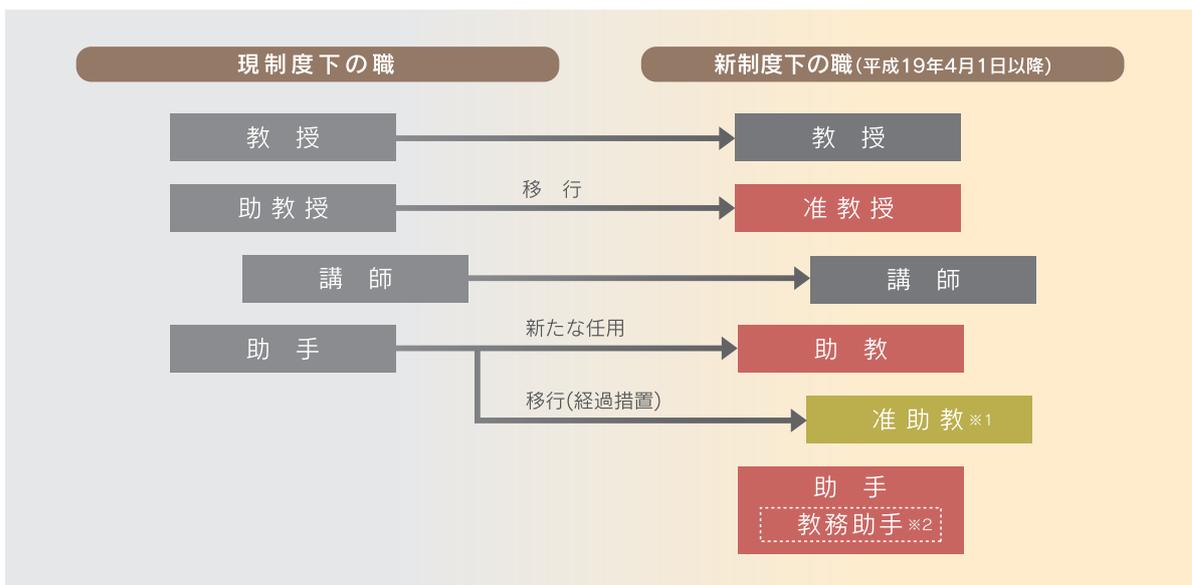


図1 <注釈> ※1 助手の職にある者のうち助教等に就任しなかった者の移行ポストとして、本学が独自に置く職です。
※2 平成19年度以降、新たに採用される者のうち、主に教育研究の補助を行う者です。本学では「教務助手」という呼称としています。

法改正の概要

I. 学校教育法第58条

教育研究の活性化及び国際的な通用性の観点から、准教授・助教を新たに設けるとともに、各職種の職務内容の明確化がなされました。

II. 大学設置基準

◇教員組織に関する事項(第7・8条)

・大学が教育研究の実施の責任を自ら明らかにしつつ、教員組織の編制をより自由に設計できるようになりました(講座制・学科目制の規定の削除)。

◇専任教員数に関する事項(第13条)

・専任教員の数に助教を含めることができるようになりました。

◇助教の資格に関する事項(第16条の2)

・修士の学位又は専門職学位を有し、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められた者という基本的な資格要件が定められました。

III. 大学院設置基準

◇教育研究上の目的の明確化に関する事項(第1条の2)

・人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を研究科又は専攻ごとに学則等に定め、公表することとなりました。

2 教員組織の改編等に係る学内手続きの簡素化 概要

教育研究の進展等に応じた柔軟な組織編制や、部局の自主的・自律的な取組への対応

背景：大学設置基準等の改正（平成19年4月1日施行）

改正の趣旨（講座制・学科目制に関する規定を削除）

各大学において、それぞれの目的・理念に基づいて、各教員の役割の分担及び連携の組織的な体制が確保されることが必要であることから、具体的な教員組織の編制は、各大学において、当該大学や学部等の目的を達成するための教育研究の活性化が図られるよう、自由に設計できるとされた。

なお、講座制・学科目制に関する規定の削除は、各大学が、これらを採用することを否定するものではなく、硬直的・閉鎖的な運用に陥らないよう必要な工夫や配慮を行った上で、引き続きこれらを採用することも可能とされている。

参考：本学の教育研究組織

- 平成12年4月 学府・研究院制度を導入
- 学府及び研究院では大講座制、学部では大学科目制を採用

教員組織の改編等に係る学内手続きの簡素化

大学設置基準等の改正を踏まえ、本学では、教育研究の活性化が図られるよう学府・研究院制度の基本的な仕組みは維持しながら、大学や学部等の目的を達成するための教員組織の改編等に係る学内手続きの見直しを行う。

教育研究上の基本となる組織の改編等は、これまでの学内手続きによるとともに、学内規則で定める。

九州大学学則

本学に置く組織等として、学部及び学科、学府及び専攻、研究院、附置研究所、病院、附属図書館、健康科学センター、情報基盤研究開発センター、学内共同教育研究施設、学部等の附属施設、機構、推進室等及び事務組織を規定

学部の学科、学府の専攻、研究院、研究所等に置く教員組織は、学生定員及び学位の変更等が伴わなければ、部局の裁量による柔軟な編制が可能となるよう学内手続きを簡素化するとともに、学内規則を見直す。

学内手続きの簡素化

教育研究評議会等の審議事項から部局教授会等の審議事項へ

「九州大学の講座及び学科目に関する規則」の廃止

本学の学部又は学科に置く学科目、大学院の学府の専攻に置く講座等を定める規則の廃止

学内手続きの簡素化に伴う効果

大学や学部等の目的を達成するための教育研究の更なる活性化

教育研究の質の保証を図りつつ、教育研究の進展等に応じた柔軟な教員組織の編制による、機動的な教育研究の展開

部局長のリーダーシップに基づいた部局の自主的・自立的な取組の促進

教員組織編制に係る意思決定の迅速化と、業務負担の軽減

3 教員の人員(人件費)管理について 概要

I 導入の趣旨

平成 19 年度実施の新しい教員組織を契機に、これまでの人員管理方式から、人件費管理を重視した方式へ変更することにより、部局の自主性・自律性の尊重と部局の裁量を拡大し、もって部局の組織改革や弾力化、活性化を図ろうとするものである。

II 導入の背景

1. これまでの教員の人員(人件費)管理は、法人化前の定員管理と同様、全学的に職種別の人員数により行っており、組織改革を含め、部局の裁量による人員配置のやり繰りを行う等のインセンティブに欠ける方式となっていること。
2. 法人化後の国立大学の財務運営は、非常に厳しいものとなっており、特に人件費については、効率化係数による削減、「行政改革の重要方針」(H17.12.24 閣議決定)に基づく総人件費削減への対応等から厳しさを増す一方であり、さらには地域手当の支給率の引き上げへの対応等から、現在の凍結率(5%)では維持できないこと。

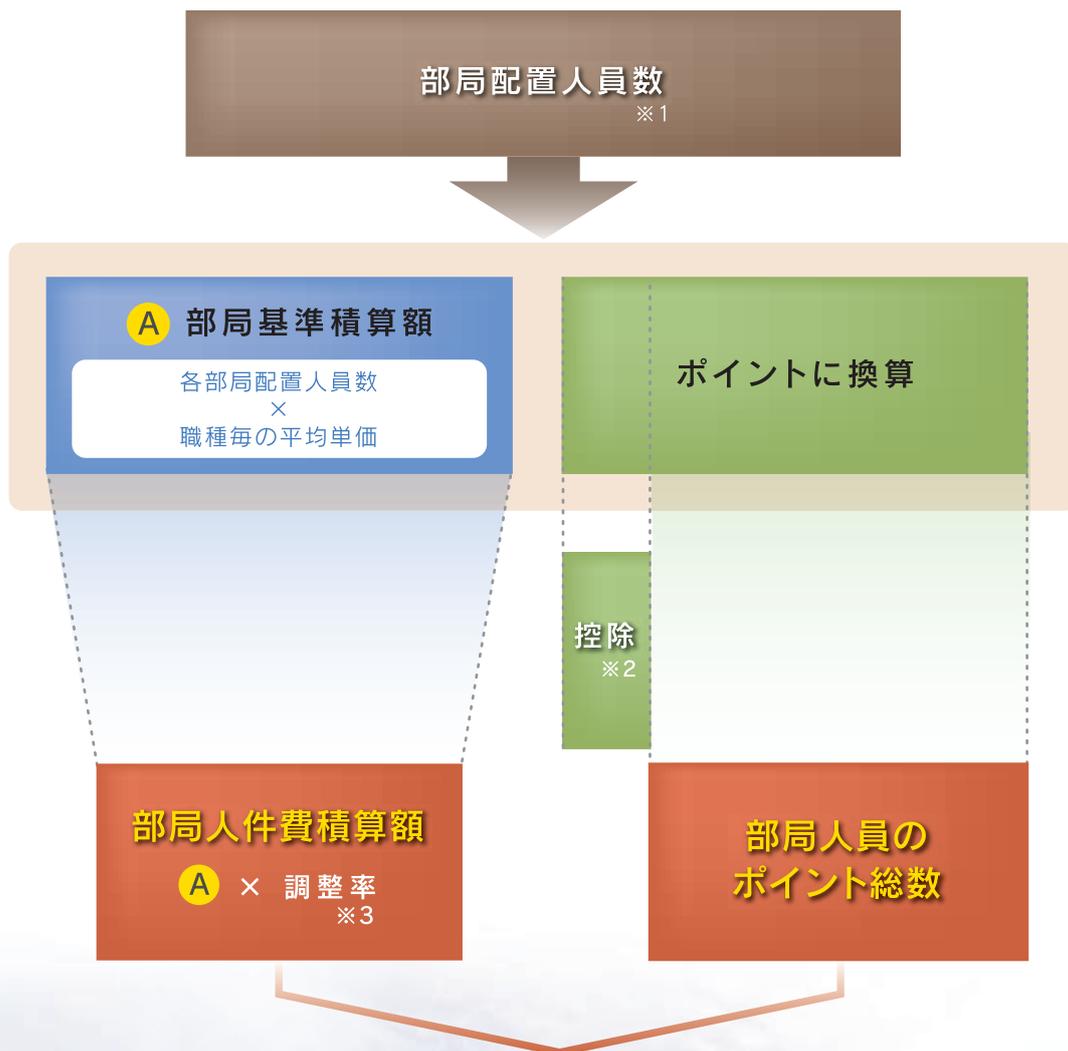
III 新たな管理方式

1. 部局別に「人員のポイント総数」と「人件費積算額」を設定する人件費管理方式とする。
2. 毎年度、各部局の職種毎の配置人員数をポイント数値化し、その合計数から一定の凍結ポイントを控除した数を「部局人員のポイント総数」として提示し、併せて、各部局の配置人員数に基づき算出した部局基準積算額を調整し、「部局人件費積算額」として提示する。
3. 各部局は、職種及び教員数について、「部局人員のポイント総数」及び「部局人件費積算額」の範囲内で柔軟に運用できることとする。
4. 現在員の状況等により、「部局人員のポイント総数」又は「部局人件費積算額」を超えて運用せざるを得ないと認められる場合は、「全学留保分」により調整することとするが、原則として、今中期計画期間末(平成 21 年度末)までには、「部局人員のポイント総数」及び「部局人件費積算額」以内となるよう、部局において人事計画を策定することとする。

IV 全学留保分(人件費で今後対応すべき金額)及びポイントの控除

1. これまでの管理方式では、財務上の課題や全学管理人員等の全学的課題への対応については、大学全体でやり繰りが可能であったが、人件費管理を重視した方式へ変更した場合、これらの人件費で今後対応すべき事項については、「全学留保分」として、部局に提示する前に確保する。
2. 「部局人員のポイント総数」算出の際は、次の割合に相当するポイントを控除する。
 - ①現在実施している、財務上の課題対応及び全学管理人員の「基礎数」に係る凍結分 5% 相当に対応するポイント
 - ②全学管理人員の「運用数」に対応する部局配置人員の約 2% 相当に対応するポイント※②については、激変緩和措置として、今中期計画期間末までの 3 年で除し、平成 19 年度から平成 21 年度までの間、1 年あたり 0.67% 相当に対応するポイントを控除することとする。

教員の人件費管理イメージ図



職種及び教員数について、人員のポイント総数
及び人件費積算額の範囲内で柔軟な運用

- ※1 人員削減及び概算要求等による増減後の人員数
- ※2 現行の5%凍結及び全学管理人員の運用数(2%)に相当するポイントを平成21年度までに段階的に控除する。(19年度:5.67%、20年度6.33%、21年度7.00%)
- ※3 人件費の総額から全学留保分(今後人件費で対応すべき金額)を控除した額(全部局へ提示できる人件費)の範囲内となるよう調整するもの



九州大学
KYUSHU UNIVERSITY

企画部 企画課
総務部 人事課
財務部 財務企画課

〒812-8581 福岡市東区箱崎6丁目10番1号 TEL.092-642-2238 FAX.092-642-2242
<http://www.kyushu-u.ac.jp/university/change/index.php>

▼九州大学の新しい教員組織
▼三位一体の改革

印刷 アイメディア株式会社